

事業計画書

指定試験機関名：一般財団法人知的財産研究教育財団

検定職種：知的財産管理職種

事業年度：令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

事項	状況
実施予定の技能検定の概要	別添1「技能検定実施計画」のとおり
1 試験科目の認定等	
(1) 指定試験機関技能検定委員の選任計画等	【能開則第63条の9第3項及び第4項に関する事項についての予定等】 令和2年度に指定試験機関技能検定委員10名を新たに選任、120名を継続して選任する計画。
(2) 試験問題等の作成等の計画	【能開則第63条の9第1項に関する事項についての計画】 指定試験機関技能検定委員会を計32回開催する計画。 そのうち、 学科試験問題作成に係るもの計25回 実技試験問題作成に係るもの計23回
(3) 試験問題の水準調整会議の開催計画	【能開則第63条の9第1項に関する事項についての予定】 第36回について令和2年5月に東京において1回、令和2年7月に東京において1回開催し、 第37回について令和2年8月に東京において1回、令和2年11月に東京において1回開催し、 第38回について令和2年12月に東京において1回、令和3年3月に東京において1回開催する計画。 第39回について令和3年5月に東京において1回、令和3年7月に東京において1回開催する予定。
2 技能検定試験の実施等	
(1) 公示・公表の計画	
① 実施公示の計画	【技能検定実施計画において規定される指定試験機関が行う実施公示の計画】 運営するホームページ上において、第36回検定については令和2年1月より掲載、公示済み、第37回、第38回検定については令和2年3月より、第39回検定については令和3年1月より、掲載、公示する計画。 また、受検案内リーフレット20万部及びポスター1万5千部を作成し、広く受検対象者に対して行き渡るよう、全国の教育機関、企業、関係団体等を通じて配布し、周知する計画。
② 実技試験問題の概要、合否基準並びに試験問題及びその正答の公表の計画	運営するホームページ上において、1級実技試験問題の概要及び1～3級の合否基準を常時掲載、公表する計画。 試験問題については、技能検定試験実施日から約1月後に、また、試験問題の正答については、第36回、第38回、第39回検定は技能検定試験実施日の翌日に、第37回検定は技能検定試験実施日の翌々日に掲載、公表する計画。
(2) 受検申請書の受付の計画	【法第47条第1項に関する事項についての計画】 別添1「技能検定実施計画」のとおり。
(3) 受検票等の交付に係る計画	【法第47条第1項に関する事項についての計画】 別添1「技能検定実施計画」のとおり。
(4) 実技試験の実施の計画	【法第47条第1項に関する事項についての計画】 1級については、東京において開催する計画。 2級・3級については、第36回は、北海道、宮城、茨城、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡において開催する計画。第37回は、北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、沖縄において開催する計画。第38回は、北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡において開催する計画。第39回は、北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、石川、長野、静岡、

	<p>愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡において開催する計画。ただし、受検者数が確保され、かつ試験準備が整えば地区を追加する予定。</p> <p>実施時期については別添1「技能検定実施計画」のとおり。</p>
(5) 学科試験の実施の計画	<p>【法第47条第1項に関する事項についての予定】</p> <p>第36回は、北海道、宮城、茨城、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡において開催する計画。第37回は、北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、沖縄において開催する計画。第38回は、北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡において開催する計画。第39回は、北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡において開催する計画。ただし、受検者数が確保され、かつ試験準備が整えば地区を追加する予定。</p> <p>実施時期については別添1「技能検定実施計画」のとおり。</p>
(6) 合格者の発表等の計画	<p>【法第47条第1項に関する事項についての予定】</p> <p>試験実施後、約7週間以内に合格発表等を行うこととし、厚生労働大臣による合否決定の手続き等を実施する計画。</p>
3 その他	
(1) 秘密保持義務、業務制限等の周知計画	<p>秘密保持義務、秘密事項の範囲、秘密資料の適切な取扱い及び業務制限について、技能検定試験業務に従事する役職員及び技能検定試験業務に従事しない役職員（理事を除く）に対しては、秘密資料の取扱いのための手順書及び手順書に係る資料を用いて集合形式で、令和2年5月に教育を実施する計画。また、技能検定試験業務に従事しない役職員のうち理事に対しては、秘密資料の取扱いのための手順書及び手順書に係る資料を用いて、令和2年5月に周知徹底を実施する計画。また、指定試験機関技能検定委員に対しては、秘密資料の取扱いのための手順書及び手順書に係る資料を用いて、令和2年5～6月に周知徹底を実施する計画。</p>
(2) 試験業務に関する内部監査の実施計画	<p>監査担当者に任命されている試験業務に関与していない役員又は外部専門家が、試験業務を対象に令和3年2月に監査を実施する計画。</p>

技能検定実施計画

実施回	等級	学科／実技	受検申請受付期間	受検票の 交付日	試験日	試験時間	合格発表	
第 36 回	1 級	学科試験 (ブランド'専門業務)※1	—	令和 2 年 7 月 1 日	令和 2 年 7 月 19 日	14:15～ 15:55	令和 2 年 9 月 7 日	
		実技試験 (特許'専門業務)※1				12:00～ 16:00		
		学科試験 (コンテンツ'専門業務)				14:15～ 15:55		
	2 級	学科試験 (管理業務)				令和 2 年 2 月 20 日 ～令和 2 年 6 月 11 日		14:15～ 15:15
		実技試験 (管理業務)						15:45～ 16:45
	3 級	学科試験 (管理業務)				11:15～ 12:00		
実技試験 (管理業務)		12:30～ 13:15						
第 37 回	1 級	学科試験 (特許'専門業務)	令和 2 年 6 月 29 日 ～令和 2 年 10 月 7 日	令和 2 年 10 月 27 日	令和 2 年 11 月 14 日	14:15～ 15:55	令和 3 年 1 月 5 日	
		実技試験 (コンテンツ'専門業務)				12:00～ 16:00		
		実技試験 (ブランド'専門業務)※2				12:00～ 16:00		
	2 級	学科試験 (管理業務)				14:15～ 15:15		
		実技試験 (管理業務)				15:45～ 16:45		
	3 級	学科試験 (管理業務)				11:15～ 12:00		
実技試験 (管理業務)		12:30～ 13:15						
第 38 回	1 級	学科試験 (ブランド'専門業務)	令和 2 年 10 月 12 日 ～令和 3 年 1 月 26 日	令和 3 年 2 月 17 日	令和 3 年 3 月 7 日	14:15～ 15:55	令和 3 年 4 月 15 日	
		実技試験 (特許'専門業務)				12:00～ 16:00		
	2 級	学科試験 (管理業務)				14:15～ 15:15		
		実技試験 (管理業務)				15:45～ 16:45		
	3 級	学科試験 (管理業務)				11:15～ 12:00		
		実技試験 (管理業務)				12:30～ 13:15		
第 39 回	1 級	学科試験 (コンテンツ'専門業務)	令和 3 年 2 月 17 日 ～令和 3 年 6 月 3 日	令和 3 年 6 月 23 日	令和 3 年 7 月 11 日	14:15～ 15:55	令和 3 年 8 月 23 日	
		実技試験 (ブランド'専門業務)				12:00～ 16:00		
	2 級	学科試験 (管理業務)				14:15～ 15:15		
		実技試験 (管理業務)				15:45～ 16:45		
	3 級	学科試験 (管理業務)				11:15～ 12:00		
		実技試験 (管理業務)				12:30～ 13:15		

※1 当初、第 35 回検定で実施する計画であったが、試験日を第 36 回検定と同日に延期して実施する(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から第 35 回検定の実施を自粛したため)。受検申請の受付は、第 35 回検定の受検申請受付期間に既に行っているため、第 36 回検定の受検申請受付期間においては行わない。

※2 当初、第 36 回検定で実施する計画であったが、試験日を第 37 回検定と同日に延期して実施する(第 36 回検定の試験日に延期される 1 級学科(ブランド'専門業務)との同日実施を避ける必要があるため(学科試験合格が実技試験の受検資格となっているため))。受検申請の受付は、第 36 回検定の受検申請受付期間の初期に途中で中止したため、改めて第 37 回検定の受検申請受付期間において行う。